

加西市監査公表第1号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成22年3月23日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成22年5月20日

加西市監査委員 小谷 融
加西市監査委員 三宅 利弘

第1 請求の要旨

平成22年3月23日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 指名競争入札による公用車保守管理委託業務単価契約書について

平成21年3月26日に指名競争入札が行われた財務部財政課所管の集中管理車両33台を対象とした公用車保守管理委託業務単価契約書（以下、「委託業務契約書」という。）における委託料は、平成21年度分として応札された金額を12等分し、月額料金として支払う契約となっている。

しかし、実際に保守管理業務費は毎月均等に発生するものではない。支払額と実際の保守管理業務費とが連動するように、年額で契約し、その月に発生した保守管理業務費を月ごとに支払う契約に改めるべきである。

また、本件委託業務の落札者は、下記「市有車両整備に関する契約書」の契約者と同じ加西自動車事業協同組合である。30年余りにわたり存在している「市有車両整備に関する契約書」が、本件委託業務の入札に大きく影響しており、入札の原則である公正な競争が行われたとは考えられない。したがって、本件委託業務契約は、官製談合があった不正な入札である。

2 随意契約による市有車両整備に関する契約書について

集中管理車両以外の公用車の点検については、加西自動車事業協同組合（以下、「組合」という。）との随意契約である昭和53年4月1日付「車体検査整備に関する契約書」及び平成8年4月1日付「市有車両整備に関する契約書（以下「車両整備契約書」という）」に基づき行っている。

随意契約については、加西市財務規則第110条では、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、本随意契約にあたっては、2人以上の者から見積書を徴した事実がない。これは、加西市財務規則第110条の規定に反する行為である。

3 保守点検に含まれない修繕業務について

公用車の点検業務のうち、保守管理業務に含まれない経年劣化等による自動車車体付属品の腐食、老化、修理、部品交換及び通常時の修理などの修繕業務に係る随意契約についても、2人以上の者から見積書を徴した事実はなく、加西市財務規則第110条の規定に反する行為である。

以上、指名競争入札による「委託業務契約書」及び随意契約による「車両整備契約書」に基づく整備点検業務並びに随意契約による修繕業務の支出は、違法・不当であ

ることから、加西市長に対して、市が被った損害額の返還を求める。

第2 請求の受理

平成22年3月23日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下、「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、4月1日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象期間

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、同条第2項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。

したがって、「委託業務契約書」については、契約成立後の業務履行が平成21年4月1日から平成22年3月31日であり、その行為があった日から1年以内の行為であることから監査対象とした。

「車両整備契約書」については、毎年継続されていることから、平成21年3月分から平成22年月3月分までの支払行為を監査対象とした。平成21年2月分以前の支払行為は既に1年が経過し、法第242条第2項のただし書きに規定する「正当な理由」がないことから、監査対象除外した。

保守点検に含まれない修繕業務の修繕費に関する支出については、平成21年3月分から平成22年月3月分までの支払行為を監査対象とした。

2 監査の実施方法

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年4月19日に、追加書類の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象部局

本件措置請求は、指名競争入札による「委託業務契約書」及び随意契約による「車両整備契約書」に基づく整備点検業務並びに随意契約による修繕業務の支出が違法、不当であるとしていることから、監査対象部局を財務部財政課とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

(3) 調査の方法

請求人から添付された事実証明書、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成22年4月26日に関係職員等からの事情聴取を行った。

3 監査の期間

平成22年4月2日から平成22年5月19日まで

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市における公用車の保有状況とその管理・整備状況

ア. 公用車の保有状況について

市が保有する公用車は、平成22年3月31日現在で、消防車等の特殊車両11台を除くと97台である。

保管場所は、市役所地下駐車場、市役所東側駐車場、市役所付属棟1階駐車場と衛生センター、クリーンセンター、消防本部、市立加西病院などの出先施設などである。

イ. 公用車の管理・整備状況について

道路運送車両法により、国土交通大臣の行う車検を受け、有効な自動車車検証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならないとされている。

また、加西市車両管理規程（以下、「管理規程」という。）を設け、管理規程第2条第4号では、総括管理として財務部長、車両管理者として当該車両を管理する課長とした上で、管理規程第6条第1号では、車両管理者の業務として車両の維持管理を行なうと規定している。

整備状況については、定期点検、法定点検である12か月点検・24か月点検（車検）を民間の自動車整備業者へ発注している。

平成21年度は公用車97台の内、集中管理車両33台を指名競争入札による「委託業務契約書」により、また、残りの各所属の所管車両64台は随意契約による「車両整備契約書」により、組合に委託している。これ以外の修繕については、随意契約により各業者に委託している。

(2) 指名競争入札による「委託業務契約書」について

- ① 長期間にわたる随意契約による「車両整備契約書」の契約内容等の見直しを検討した結果、より透明性の高い契約形態に改善していくため、平成21年度から、集中管理車両33台について指名競争入札が実施された。
- ② すべての公用車（97台）を入札に移行しなかったのは、すべての公用車について入札を行ったときに、委託内容等で不具合が生じた場合に対応が困難になる可能性があったため、初年度は集中管理車両のみの入札とされた。
- ③ 指名業者の選定については、「指名競争入札事務取扱要領」に規定する選定基準及びその指名業者数に基づき入札参加資格者登録一覧表に登載されているリース業、車両点検業務の両方ができる業者7社が指名されていた。
- ④ 入札結果に基づき支出負担行為決裁により契約の締結が行われていた。
- ⑤ 談合防止策として、談合その他の不正行為がある場合においては、「工事請負等契約に係る指名停止の措置要領」により、指名停止の措置基準が規定されている。

また、談合情報があった場合の取扱いは、「談合情報対応マニュアル」とし

て整備されていた。

なお、指名業者から談合に関する情報も不正行為等もなく入札事務が実施されたとのことであった。

(3) 随意契約による「車両整備契約書」について

- ① 組合と随意契約によることとされたのは、当時、市内の自動車整備業者等の大部分が組合に加入しており、組合と本件契約を締結することにより、中小業者の受注の機会の増大と確保が図られるなど諸般の事情を考慮したとのことである。
- ② 平成8年4月1日に契約された「車両整備契約書」は、同契約書第2条において「契約期間満了1ヶ月前までに、両者が何等の意思表示をしない時は、同一条件をもって順次1年間の契約の更新をしたものとする。」とされていることから、現在もこの「車両整備契約書」が効力を有している。
- ③ 点検事務手続きについては、年度初めに財務部財政課が公用車の車検予定表を作成し、組合へ渡している。
- ④ 公用車車検予定表を基に組合が各組合員に割振りを行う。点検終了後、割振られた組合員から、各所属に対して、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険などの法定費用と、車検代行手数料、点検・部品交換・修繕に係る法定外費用の請求を行っている。

(4) 保守点検に含まれない修繕業務について

- ① 保守管理業務に含まない部品交換、修繕等については、外見のみで判断することはできず、各車両を実際に点検する段階で修繕箇所、交換部品などが判明する。したがって、この業務を競争入札の方法により行うとすれば、点検を発注する前に一旦見積業者に引き渡し、その業者に当該公用車を点検させた上で、見積書を提出させなければならないこととなる。これを複数の見積もり業者に行わせることになれば、公用車が使用できない期間が長引き、その使用に支障が生じるなど時間的・経済的な損失が発生する。
- ② 財務部財政課では、保守点検に含まれない修繕業務に関する上記①の特殊事情を考慮し、故障した場所に近い業者や車両を購入した業者において修理を行っているとのことである。

2 監査委員の判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

(1) 指名競争入札による「委託業務契約書」について

イ 本件委託業務における月額料金の応札について

本件公用車保守点検管理業務の委託に際しての仕様は、発注者である市の合理的な裁量に委ねられている。本入札の仕様書では、1年間の保守管理委託料を積算し、それを12等分した月額料金で応札することとしている。これは、市の裁量の範囲内であり、財務会計上、違法又は不当とはいえない。

なお、財務部財政課では、本件請求人の申出を受け、平成22年度の指名競争入札においては、保守管理業務の支払額と実際の保守管理業務費とが連動するように、年額で契約し、その月に発生した保守管理業務費を月ごとに支払う契約内容に改正している。

ロ 官製談合があった不正な入札であることについて

法242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関等について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為等があると認めるとき、これらを証する書面を添え、その防止・是正を図るため、監査及び必要な措置を講ずべきことを請求することができることを定めたものである。法が「事実を証する書面」を添えることを要求しているのは、「事実にもとづかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止することにある」（昭和44年12月22日名古屋高裁金沢支部判決）と解されている。

請求人は、「車体検査整備に関する契約書」及び「市有車両整備に関する契約書」が現存することを根拠に、平成21年3月26日に指名競争入札が行われた本件委託業務の契約は不正な談合であると主張し、事実証明書として同契約書と本件委託業務の開札結果を提出している。

しかし、これらの事実証明書は、契約書そのものであり、また、改札結果を記録したものに過ぎず、本件委託業務の契約が違法であることの実を客観的に示すものではない。したがって、これをもって、本件委託業務契約に談合があったと判断することはできない。

(2) 随意契約による「車両整備契約書」について

請求人は、随意契約にあたり2人以上の者から見積書を徴さないで、組合と本件契約を締結しているのは、加西市財務規則第110条に違反すると主張している。

加西市財務規則第110条第1項では、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、「特別の事情があるとき」は、この限りでないとされている。財務部財政課では、公用車の車検等に係る特殊性、受注機会の均衡、地域経済への貢献や波及効果などの諸事情も考慮し、このただし書を適用し、2人以上の者から見積書を徴することなく組合と契約したものである。

その判断は、随意契約の趣旨から見て、相当の理由があるものと認められ、その手続きにおいても、関係法令により適正な処理がなされていることから、違法又は不当であるとはいえない。

(3) 保守点検に含まない修繕業務について

請求人は、保守点検に含まない修繕業務について、2人以上の者から見積書を徴さないで、業者と本件契約を締結しているのは、加西市財務規則第110条に違反すると主張している。

保守管理業務に含まない部品交換、修繕及び通常時の修理などにかかる業務に

については、上記第4「1 事実関係の確認(4)」で説明した特殊性があることから、随意契約により、かつ、2人以上の者から見積書を徴することなく、業者を選定することが適当かつ妥当であると判断なされたものである。

その判断は、効率性、経済性、緊急性の観点から見て、相当の理由があると認められることから、不当であるとはいえない。

第5 結論

以上のことから、指名競争入札による「委託業務契約書」及び随意契約による「車両整備契約書」に基づく整備点検業務の支出並びに随意契約による修繕業務に係る支出は、違法又は不当とはいえない。

したがって、加西市長に対して市が被った損害額の返還を求める請求人の主張には理由がないものと判断した。

ただし、次のことについて、改善することが強く望まれる。

- ① 公用車保守管理委託業務に係る指名競争入札の業者選定については、組合加入以外の入札参加資格者登録一覧表に登載されている業者を選定し、より一層の公平性と競争性を高めるべきである。
- ② 平成21年度における「委託業務契約書」に基づく集中管理車両の点検について、特段の不都合が生じなかった。これにより、すべての公用車を入札に移行することに対する懸念事項(上記第4 1(2)②)が解消された。現在随意契約による「車両整備契約書」に基づき行われているものを、早急に指名競争入札に移行すべきである。

これは、平成21年度市議会決算特別委員会及び総務委員会において、随意契約が非常に多いとの指摘を受けて、平成22年3月29日に発出された財務部長事務連絡「随意契約の見直しについて(通知)」にも合致するものである。